

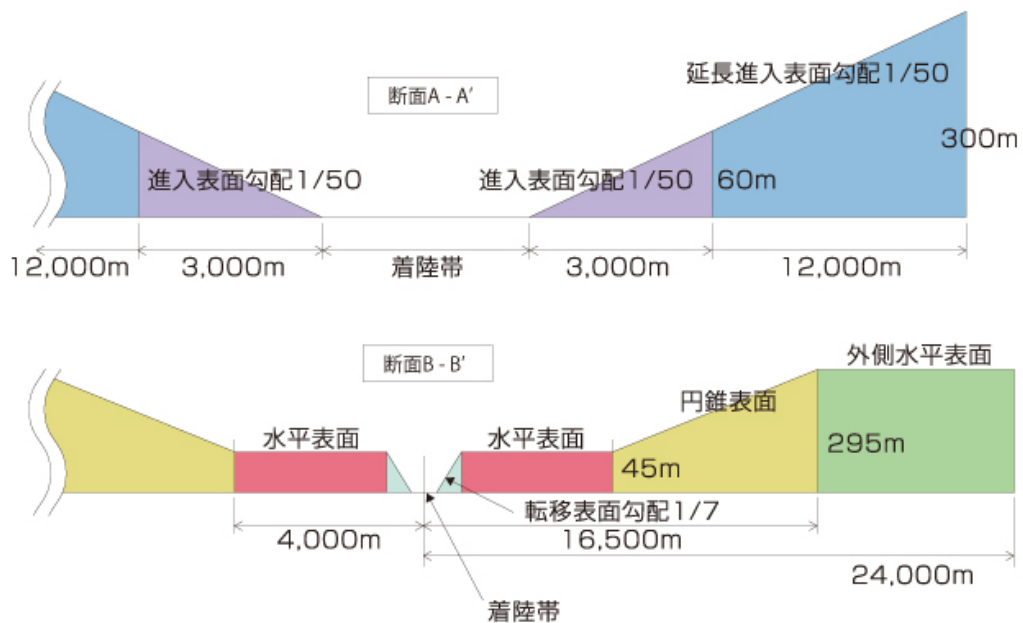
大阪国際（伊丹）空港制限表面高回答サイト操作説明書

●制限表面概略

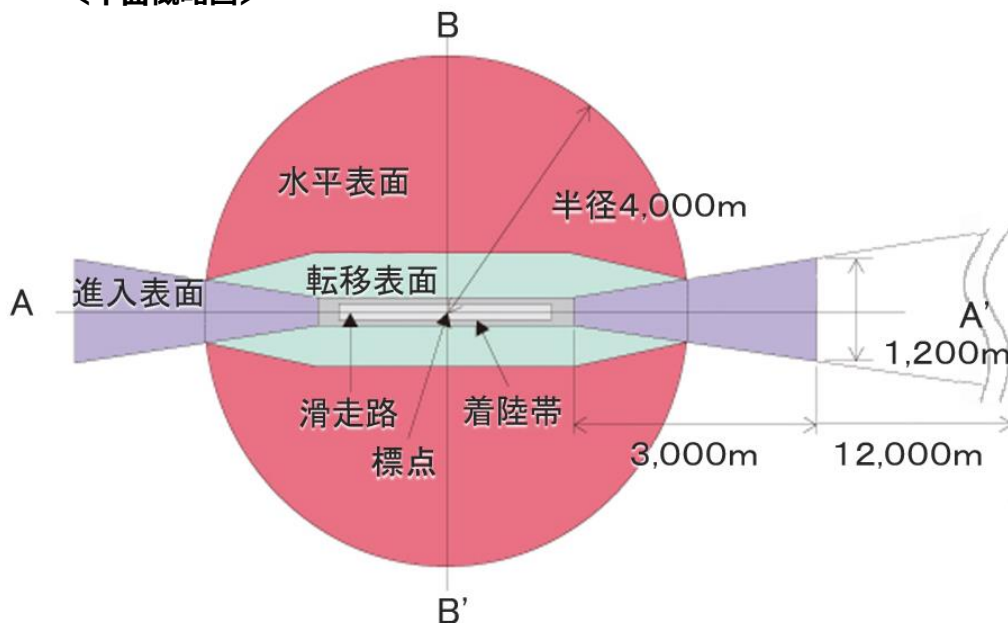
空港の周辺には進入表面、転移表面及び水平表面といった制限表面が設定されており、航空法 49条で「進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物。植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない（一部省略）。」と定められています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。

<断面概略図>



<平面概略図>



★詳細な制限表面概略図は下記サイトよりご確認ください。

https://secure.kix-ap.ne.jp/itm/pdf/seigen_gairyaku.pdf

●システム操作方法概略

住所を入力し、詳細地図表示ボタンをクリックします。周辺の地図が表示されますので、建物の建築予定箇所をクリックして下さい。その際、クリック地点から大阪国際空港の標点に向けて直線が引かれます。上述の制限表面概略図の通り、空港に近い程、制限高が低くなりますので、直線を参考として建築予定箇所で空港に一番近いポイントを再度クリックして下さい。地図の下部にクリック地点の住所、制限表面の種類と制限高が表示されます。



●高さ制限の照会方法

以下①～④の手順で検索し、制限高を記載した地図を印刷できます。



住所：

[詳細地図表示](#)

【使用方法】

- ①照会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください
 - ②地図上に表示される赤いピン付近で正確な設置場所をクリックしてください
- ⇒ 地図の下に照会結果が表示されます



[印刷](#)

マークの近くを再度クリックして下さい。こちらに制限高が表示されます。

照会結果

- ◆照会地：日本、〒531-0076 大阪府大阪市北区大淀中1丁目
- ◆制限表面の種類：円錐表面
- ◆制限高（海拔高）：約176m

[建築等可能高 = 制限高 - 照会地の地盤の高さ（標高）]

照会地における、航空法第49条、または第56条の3による大阪国際（伊丹）空港での制限内容は以上の通りです。原則として、制限高を超える物件等の設置は認められていませんのでご注意ください（※1、2）。
なお、下記サポートページより、関西エアポート(株)への問い合わせ必要有無が確認できます。

④印刷ボタンをクリックで印刷ページを表示。

照会結果に対するサポート

設問に回答後、関西エアポート(株)への連絡必要有無が表示されます

Q1. 照会目的を選択してください

- ①建物やアンテナ等の恒久物件設置、またはクレーン等の仮設物件設置関連
- ②不動産売買取引等での確認（照会場所が制限範囲に位置するか否かの確認）
- ③ドローンの飛行許可申請関連
- ④他空港（関西国際空港や八尾空港等）にかかる制限の確認
- ⑤その他

[次へ](#)

[フォームをクリア](#)

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム

※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電柱・上空に浮揚するアドバルーン等を含みます。

※2 水平表面、円錐表面、外側水平表面下に限り、制限高を越えた物件の設置が認められる場合があります。

注意1：上記制限高は海拔高です。照会地の地盤の高さにご確認ください。

注意2：照会地の地盤の高さについては、自治体等関係機関にてご確認ください。

なお、[国土地理院のホームページ](#)においても地盤の高さ（標高）をご確認いただけます。

ただし、現況地盤の高さと差が生じている可能性もありますので、利用される場合はご注意ください。

注意3：他空港にかかる制限については、下記窓口でご確認ください。

なお、大阪国際空港と八尾空港の制限表面が重なる区域については、制限高が低い八尾空港の制限が適用されます。

（参考）他空港の制限表面は[こちら](#)（PDFファイル）

※必ず注意事項をご確認ください。

【他空港のご確認窓口】

関西国際空港：[関西国際空港高さ制限回答システム](#)

神戸空港：神戸市港湾局 空港調整課（078-595-6272）

八尾空港：[八尾空港高さ制限回答システム](#)

大阪ヘリポート：小川航空株式会社（06-4804-1333）

■問い合わせ先

関西エアポート株式会社 伊丹空港運用部

TEL：06-4865-9601（平日：09:00～17:00）

●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去し、再度照会する住所を入力してください。

その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。

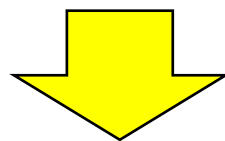
住所：

【使用方法】

①照会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください

②地図上に表示される赤いピン¹付近で正確な設置場所をクリックしてください

⇒ 地図の下に照会結果が表示されます





●制限表面の範囲外について

照会された住所が、大阪国際空港の高さ制限区域の範囲外に該当する場合がございます。ただし、本システムは誤差を含んでおりますので、境界線付近で範囲外と表示された場合はお問い合わせいただきますようお願いいたします。また、他空港で定められた高さ制限に抵触する場合がございますので、「【参考】他空港への問い合わせ窓口」より、該当する可能性のある空港に直接お問い合わせください。



照会結果

◆照会地：日本、〒533-0007 大阪府大阪市東淀川区相川2丁目7-11

◆制限表面の種類：範囲外

照会地における、航空法第49条、または第56条の3による大阪国際（伊丹）空港での制限内容は以上の通りです。
なお、下記サポートページより、関西エアポート(株)への問い合わせ必要有無が確認できます

照会結果に対するサポート

設問に回答後、関西エアポート(株)への連絡必要有無が表示されます。

検索した照会地が、

大阪国際空港の高さ制限区域の範囲外の場合に、
制限表面の種類が「範囲外」と表示されます。

Q1. 照会目的を選択してください

- ①建物やアンテナ等の恒久物件設置、またはクレーン等の仮設物件設置関連
- ②不動産売買取引等での確認（照会場所が制限範囲に位置するか否かの確認）
- ③ドローンの飛行許可申請関連
- ④他空港（関西国際空港や八尾空港等）にかかる制限の確認
- ⑤その他

次へ

フォームをクリア

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム

注意3：他空港にかかる制限については、下記窓口でご確認ください。

なお、大阪国際空港と八尾空港の制限表面が重なる区域については、制限高が低い八尾空港の制限が適用されます。

（参考）他空港の制限表面は[こちら](#)（PDFファイル）

【他空港のご確認窓口】

関西国際空港：[関西国際空港高さ制限回答システム](#)

神戸空港：神戸市港湾局 空港調整課（078-595-6272）

八尾空港：[八尾空港高さ制限回答システム](#)

大阪ヘリポート：小川航空株式会社（06-4804-1333）

■問い合わせ先

関西エアポート株式会社 伊丹空港運用部

TEL：06-4865-9601（平日：09:00～17:00）

●八尾空港近傍について

大阪国際（伊丹）空港と八尾空港の制限表面が重なる区域については、制限高が低い八尾空港の

制限高が適用されます。八尾空港の高さ制限については[八尾空港高さ制限回答システム](#)よりご確認ください。

— 以上 —